

学校における感染防止対策の徹底

◎：変更・追加項目

緊急事態措置区域の指定は解除されたものの、依然として安心できる状況ではないことから、これまでの感染拡大による甚大な影響を決して忘れず、**「学びを止めない」という意識のもと、授業や部活動、学校行事等の学校運営の各場面における感染防止対策を徹底したうえで、学校教育活動を継続**

◆ 徹底した感染防止対策・点検

- 各学校の「ぎふコロナガード（管理職）」が、家庭と連携して実施状況を確認し、感染防止対策を徹底
 - ・ 校内ではマスクの着用を徹底
 - ・ 「健康チェックカード」による毎日の健康状態の確認、手洗い（手指消毒）、教室等の換気、身体的距離の確保のほか、喫食時における会話回避などの対策を徹底
 - ・ 春休み等の期間であることから、家庭としっかり連携し、家族ぐるみで健康状態の確認・感染防止対策を徹底（少しでも症状等があれば速やかに学校へ連絡）
- ICTの活用等により、学校教育活動を継続
 - ・ 必要に応じオンラインでの授業配信を活用するなど、状況に応じた学習支援を継続
 - ・ 公共交通機関の利用状況を踏まえた、学校全体で実施する時差登校の継続を検討

◆ 授業等における対策

- ◎ 感染リスクの高い活動の実施にあたっては、リスクの低い他の活動と組み合わせ、当該活動を短時間とするなど工夫（状況に応じ、休止を含め制限を検討）

【感染リスクの高い活動】

- ・ 【各教科等共通】：児童生徒が「長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」「近距離で一斉に大きな声で話す活動」、「身体的接触のある活動」等
- ・ 【音楽】：「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」
- ・ 【家庭等】：「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 【体育等】：「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（例）柔道の乱取り、バスケットボールやサッカーにおける防御等1対1の活動等
- ・ 【理科】：「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・ 【美術等】：「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

【体育の授業における配慮事項】

- ・ 可能な限り屋外で実施
- ・ 集団での活動は避け、可能な限り個人で行う活動とする
- ・ 運動を行っていない時（着替えや移動時、教員の説明、グループでの話し合い、用具準備や片付け等）のほか、呼吸が激しくならない軽度な運動ではマスクを着用

◆ 部活動における対策

- ◎ 部活動においても、感染リスクの高い活動の実施にあたっては、他の練習メニューを組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じる（状況に応じ、休止を含めて制限することを検討）
- 活動開始前の健康状態の確認、飲食・部室利用時の感染防止対策を徹底
 - ・ 「健康チェックカード」の該当項目が1つでもあれば参加しないことを徹底
 - ・ ミーティングや軽度な運動時のほか、休憩時の飲食以外はマスクを着用
- ◎ 活動時間・内容、対外試合等
 - ・ 活動時間については、感染防止対策に万全を尽くしたうえで、通常どおりの活動時間とする。（岐阜県高等学校部活動ガイドラインに準拠）

【岐阜県高等学校部活動ガイドライン】

 - ・ 週当たり2日以上（平日1日、土日1日以上）の休養日
 - ・ 平日2時間程度、休日3時間程度の活動時間
 - ・ 対外試合等は日帰りを基本として実施（「緊急事態措置を実施すべき区域」指定地域を除き、訪問先の感染状況・感染防止対策を十分に確認して実施）
 - ・ 移動時の感染防止対策を徹底し、大会主催者等が定める感染防止対策を遵守

◆ 寮・寄宿舎生活における対策

- 寮や寄宿舎を設置する学校において、チェックカードを活用し、共同生活における感染防止対策を徹底
 - ・ 居室は一人一室を原則とし、居室利用者以外は入室を禁止
 - ・ 共用スペース（食堂・浴室等）は分散利用を徹底し、共用機器は定期的に消毒

◆ 年度末から年度始めの学校行事等における対策

- ◎ 卒業式・入学式は、参加者の身体的距離が確保できる配席とし、短時間で実施
 - ・ 配席距離確保のため、在校生や保護者等の参加制限などの対策を講じる
 - ・ 式典会場は、可能な限り常時換気し、密集回避のための受付の複数設置や時間差による入退場の工夫、多数の人が触れる部分の消毒等を徹底
 - ・ 歌唱等を実施する場合、対面回避、マスク着用、前後方向に2m以上の距離を確保
- ◎ 終業式・離任式・始業式は、ICTや放送機器を活用した分散実施を基本
- ◎ 高校入試、合格発表・合格者説明会は、密集を回避し、常時マスクを着用するなどの基本的な感染防止対策を徹底
 - ・ 検査場配置の工夫、検査場内の配席距離の確保等により、密集を回避
 - ・ 合格発表の掲示場所の分散、合格者説明会の時間短縮等により、感染リスクを回避
- ◎ 卒業生には、長期休業中の部活動への参加や卒業旅行等を自粛するよう周知

学校教育活動を継続するための感染防止対策

1 学校生活における徹底した感染防止対策

(1) 「ぎふコロナガード」による実施状況の確認

- これまでの学校における感染防止対策を一層徹底し、各学校で選任・設置のコロナガードは、家庭とも連携して実施状況を確認し、対策を徹底すること。

(2) 校内でのマスク着用等の徹底

- 学校内における感染防止の観点から、校内ではマスク着用を徹底すること。
- 引き続き、学校再開ガイドライン等に基づき、「健康チェックカード」による毎日の健康状態の確認、手洗い（手指消毒）、教室等の換気、身体的距離の確保等、基本的な感染防止対策を徹底すること。
- 食事前後の手洗い（手指消毒）、喫食時は対面とならない配席として会話はしない、食事後の歓談時は必ずマスクを着用する等、飲食における感染防止を徹底すること。
- 春休み等の期間であることから、家庭としっかり連携し、家族ぐるみの健康状態の確認や感染防止対策の徹底を働きかけること。また、児童生徒に少しでも症状がある場合には、速やかに学校へ連絡するよう依頼しておくこと。

(3) 学校教育活動の継続

- 必要に応じてオンラインでの授業配信を活用するなど、状況に応じた学習支援を継続すること。
- 現在、学校全体で実施している時差登校については、公共交通機関の利用状況を踏まえ、継続も含めて検討すること。

2 授業等における対策

(1) 感染リスクの高い教科等活動についての考え方

感染リスクの高い以下の活動を実施するにあたっては、リスクの低い他の活動を組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じる。状況に応じて、休止を含め、制限を検討すること。

- 各教科等に共通する活動として、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」
- 家庭等における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- 体育等における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（柔道の乱取り、バスケットボールやサッカーにおける防御等 1 対 1 の活動等）
- 上記の活動以外にも、理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実

験や観察」、美術等における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」のほか、児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触のある活動等

(2) 体育の授業の実施において特に配慮すべき事項

- 可能な限り屋外で実施すること。
- 運動を行っていない時（着替えや移動時、教員による指導内容の説明、グループでの話し合い、用具の準備や片付け時等）は、マスクを着用すること。
- 特に呼気が激しくなる運動は、可能な限り避けるとともに、呼気が激しくならない軽度な運動ではマスクを着用すること。
- 集団で行う活動は避け、可能な限り個人で行う活動とすること。
- 特定の少人数（2人～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は、十分な距離を空けて実施すること。

(3) 校外活動等の留意事項

- 就業体験（インターンシップ）等の外部と連携した取組については、受け入れる企業等と感染防止対策について十分に協議・調整し、内容変更の必要性や実施の可否を検討すること。
- 課題研究発表会や卒業発表会等を実施する際は、オンラインを積極的に活用すること。なお、開催する場合の規模要件（人数・収容率等）は、人数上限5,000人、かつ収容率50%以下とすること。

3 部活動における対策

(1) 感染リスクの高い活動についての考え方

部活動において、「2 授業等における対策」の「(1) 感染リスクの高い教科等活動についての考え方」の内容を含む活動を実施するにあたっては、他の練習メニューを組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じる。状況に応じて、休止を含め、制限を検討すること。

(2) 「健康チェックカード」による健康状態の確認の徹底

- 活動開始前は、必ず「健康チェックカード」で健康状態を確認し、生徒が該当項目に1つでも当てはまる場合は参加させないとともに、顧問は、自身が少しでも体調不良の場合には指導に従事しないこと。
- 公式試合に参加する場合は、特に試合前後の期間の健康観察を徹底すること。
- 外部からの訪問者にも、入校時に「健康チェックカード」で健康状態の確認を徹底すること。

(3) 活動時間・場所、対外試合等の考え方

- 感染防止対策に万全を尽くしたうえで、「岐阜県高等学校部活動ガイドラ

イン」に示す週当たりの休養日や1日当たりの活動時間を遵守すること。なお、3月7日までの期間は、引き続き、活動時間を限定（平日4日、2時間以内とし、2週間以内に大会がある場合は、これに加えて土曜日及び日曜日のどちらか1日、3時間の活動）する。

- 活動にあたっては、緊急事態宣言下で実施できなかった活動内容を回復することを優先した過度な計画とならないよう、「真に必要な時間、内容は何か」という考えのもと、管理職が部顧問と協議し、活動計画を決定すること。
- 対外試合等の実施は日帰りを基本とし、訪問先の感染状況や感染防止対策を十分に確認したうえで慎重に検討すること。ただし、国の「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定されている地域は除く。
- 校外での活動の際は、移動時の感染防止対策を徹底するとともに、大会等の主催者や施設管理者等が定める感染防止対策を遵守する。

(4) 飲食時等の対応

- 活動前後や休憩時は、咳エチケット（マスク着用を原則）など基本的な感染防止対策を徹底し、活動中においても、呼気が激しくならない軽度な運動やミーティングなどで会話を伴う際は、その都度マスクを着用すること。
- 休憩の際などに飲食する場合には、特に感染防止対策を徹底すること。加えて、部活動終了後の、生徒同士による食事等は控えるよう指導を徹底すること。

(5) 部室の利用

- 部室を利用する際は、マスクを着用し、更衣のみの使用に限定するとともに、多人数で部屋を利用しないこと。

4 寮・寄宿舎生活における対策

- チェックカードを活用し、引き続き共同生活における感染防止対策を徹底すること。

(1) 室内等での感染防止の徹底

- 一人一室を原則とし、難しい場合には居室の感染防止対策を徹底すること。
- 居室利用者以外の者を入室させないことを徹底すること。
- よく手を触れる箇所の定期的消毒を徹底すること。
- 「健康チェックカード」で健康状態の確認を徹底すること。

(2) 共用スペース（食堂や浴室等）における対策

- 食堂や浴室等での感染防止対策を徹底すること。
- 共用スペースの分散利用を徹底すること。
- 脱衣室や洗濯機など、共用機器の定期的な消毒を徹底すること。
- 特に、食堂での配席間隔の確保、時間差での喫食、対面での喫食や会話回避を徹底すること。

- 食事をしないときに、食堂で談話しないことを徹底すること。

5 年度末から年度始めの学校行事等における対策

(1) 卒業式・入学式

- 参加者は、健康チェックカードの項目に沿って健康状態を確認し、該当項目に1つでも当てはまる場合は参加しないこと。
- 基本的な感染防止対策（マスクの着用、手指消毒等）を徹底すること。
- 参加者の身体的距離が確保できる配席となるよう、在校生の参加回避や、児童生徒1名につき保護者等の参加は1名とするなどの対策を講じること。
- 当日の式典時間は短時間とし、式典会場の感染防止対策に万全を期すこと。
 - ・ 可能な限り常時換気するとともに、保温・防寒目的の衣服等の着用は柔軟に対応
 - ・ 密集回避のため、受付の複数設置や時間差による入退場を工夫
 - ・ 会場入口への手指消毒液の設置や、手洗いの喚起
 - ・ 多数の人が触れる部分の消毒
 - ・ 歌唱等は慎重に検討する。実施する場合は、対面を回避した配置で、マスクを着用し、前後方向の十分な距離を確保（2 m以上）
 - ・ ホームルーム教室に児童生徒と保護者等が同時に滞在することを回避、連絡等は短時間とする

(2) 終業式・離任式・始業式等

- 3密回避のため、ICTや放送機器を活用した分散実施を基本とすること。
- 上記のほかは、5の(1)に準じた対応とする。特に、卒業生の校内への立入りについては、進路指導に限定するなど行動を制限すること。

(3) 高校入試、合格発表及び合格者説明会

- 検査場は、教室を一つ置きにした配置を標準とし、休み時間等に受検生が廊下等で密集することを回避すること。
- 検査場内は、受検生の座席間の距離を確保（1 mを目安）すること。
- 検査当日は常時マスクを着用するなど、基本的な感染防止対策を徹底し、特に喫食時の感染防止に留意すること。
- 監督者と受検生の間には、2 m程度の距離を確保すること。
- 合格発表は、掲示場所を数か所に分けるなどして、集団化を防ぐこと。
- 合格者説明会は概ね1時間以内とし、複数回に分けて実施することも検討すること。

6 日常生活（学校外・家庭）での注意点（保護者を含む周知徹底）

(1) 「飲食」のリスクには最大限の注意

- リスクの高い大人数の飲食は、徹底回避すること。

- 「カラオケ」など、集まっての飲食等は徹底回避すること。
- 「飲食時以外のマスク着用」や「できる限り広い部屋での飲食」等、万全を期すこと。
- 特に、卒業生が部活動の送別会などで集まることを回避すること。

(2) 不要不急の往来の自粛

- 県外はもとより、県内であっても不要不急の外出（特に21時以降）は自粛する。特に、体調不良の場合は絶対に中止すること。

(3) 毎日の健康状態の確認

- 体調不良時の対応の遅れが感染拡大につながるという意識付けを徹底すること。
- 登校しない日も含めて、「健康チェックカード」の項目に沿って、毎日の健康状態を確認すること。
- 同居家族の体調も確認し、家族ぐるみで健康状態の確認・感染防止対策を徹底すること。
- 特に心配な症状（高熱、味やにおいを感じない）がある場合は、医療機関を受診すること。

(4) 卒業生の取扱い

- 3月分の健康チェックカードを配付し、自身の健康状態を記録するとともに、年度内にPCR検査を受検することになった場合は、速やかに学校へ連絡するよう周知すること。
- 卒業旅行等については、移動することによって高齢者等に感染を広げるリスクがあること、自身が感染した場合の後遺症や、大変な苦労を続けている医療関係者への配慮を踏まえて自粛することを、「すぐメール」等を活用し、改めて周知すること。
- 卒業生の校内への立入りについては、進路指導に限定するなど行動を制限し、長期休業中の部活動への参加等は見合わせること。
- 進路指導等のために登校する際は、これまでと同様、学校において健康状態を確認すること。なお、健康チェックカードの該当項目に1つでも当てはまる場合は登校しないことを徹底する。

(5) 新入生の取扱い

- 合格者説明会等の機会に配付する健康チェックカード（4月分）により、自身の毎日の健康状態を記入するよう周知すること。
- PCR検査を受検することになった場合、年度内は所属する中学校等へ、4月以降は入学する学校へ、速やかに連絡するよう周知すること。
- 入学式前においても、学校へ登校する場合は、健康チェックカードを担当者（部顧問等）に提出させ、担当者は健康チェックカードの「確認」欄に確認の記録を残すこと。